

議案第 4 4 号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の厚生制度に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

社団法人大阪府市町村職員互助会の解散に伴う残務事務が終了したことに伴い、当該互助会に関する規定を削除し、併せて、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の厚生制度に関する
条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の厚生制度に関する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(実施方法)

第 4 条 事業は、委託団体(羽曳野市職員福利厚生会(以下「福利厚生会」という。))及び一般財団法人大阪府教職員互助組合(以下「互助組合」という。)をいう。以下同じ。)に委託して実施することができる。

第 5 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 福利厚生会 福利厚生会の会員の会費の年間総額と同額以内の額

第 5 条第 2 項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第25条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第25条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) <u>社団法人大阪府市町村職員互助会の定款に基づく会員又は会員であつた者の諸貸付金の返済金の額</u></p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p> <p>以下省略</p>
<p>第2条関係 職員の厚生制度に関する条例</p> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 <u>事業は、委託団体(羽曳野市職員福利厚生会(以下「福利厚生会」という。))及び一般財団法人大阪府教職員互助組合(以下「互助組合」という。))をいう。以下同じ。)に委託して実施することができる。</u></p> <p>(補助)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する補助の金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>福利厚生会 福利厚生会の会員の会費の年間総額と同額以内の額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第2条関係 職員の厚生制度に関する条例</p> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 <u>事業は、委託団体(社団法人大阪府市町村職員互助会(以下「互助会」という。))、財団法人大阪府教職員互助組合(以下「互助組合」という。))及び羽曳野市職員福利厚生会(以下「福利厚生会」という。))をいう。以下同じ。)に委託して実施することができる。</u></p> <p>(補助)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する補助の金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>互助会 互助会の会員の掛金の年間総額の4倍以内の額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>福利厚生会 福利厚生会の会員の会費の年間総額と同額以内の額</u></p> <p>以下省略</p>